

2025年12月5日

東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
三井住友DSアセットマネジメント株式会社

三井住友・D C年金日本債券ファンド 信託約款の変更（予定）に関するお知らせ

このたび、弊社では、以下の証券投資信託（以下「当ファンド」といいます。）に関し、下記の通り信託約款の規定に基づき、信託約款の変更を予定しておりますので、お知らせいたします。

1. 対象とする証券投資信託

三井住友・D C年金日本債券ファンド

2. 変更の内容およびその理由

（1）変更の内容（信託約款の変更内容は、別紙＜信託約款の新旧対照表＞をご覧ください）

より安定的なファンド運営と品質向上を図るべく、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を「年金日本債券アクティブマザーファンド」から、同種の運用を行う、より資産規模の大きい「国内債券マザーファンド（B号）」に変更するものです。

※マザーファンドの変更にあたっては、「国内債券マザーファンド（B号）」を当ファンドの投資対象に追加した後、入替えを実施いたします。

（2）変更の理由

「年金日本債券アクティブマザーファンド」におきましては、資産規模の観点において、今後、安定的なファンド運営が困難な状況になることが見込まれております。弊社におきまして改善策を検討した結果、当ファンドにおいては投資対象とするマザーファンドを変更することで、より分散したポートフォリオへの投資やパフォーマンスの向上を図ることが当ファンドの品質向上に資するとの判断に至りました。

3. 変更日および変更適用日（予定）

変更日：2026年1月22日

変更適用日：2026年2月12日

4. 異議申立および買取請求の手続き

- ・当ファンドの信託約款の変更に関しご異議のある受益者の方は、2025年12月5日から2026年1月8日までの期間に、弊社に対し書面をもってその旨をお申立てください。
- ・上記の期間内に、異議申立を行った受益者の方の保有する受益権の口数が2025年12月5日現在の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、信託約款の変更を行います。
- ・当ファンドの信託約款の変更することになった場合、異議申立を行った受益者の方は、弊社から別途ご案内する方法により、2026年1月22日から2026年2月10日までの間に、ご自身の保有する受益権を、信託財産をもって買い取るよう受託会社に対して請求することができます。なお、お取引先の販売会社にてご換金いただけますので、必ずしも買取請求を行う必要はございません。

5. ご留意事項

- ・2025年12月5日以降、当ファンドをお申し込みいただいた受益者の方は、本件信託約款の変更に関し、異議申立はできません。
- ・当ファンド購入のお申込みの際は、上記内容をご確認のうえ、お申し込みください。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友 DS アセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客様の個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。

(別紙)

＜信託約款の新旧対照表＞

新	旧
<p>〔運用の基本方針〕</p> <p>[略]</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>「年金日本債券アクティブマザーファンド」および「国内債券マザーファンド（B号）」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債その他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。</p> <p>[略]</p>	<p>〔運用の基本方針〕</p> <p>[略]</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>年金日本債券アクティブマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債その他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。</p> <p>[略]</p>
<p>【運用の指図範囲】</p> <p>第 19 条 委託者は、信託金を、主として三井住友 D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「年金日本債券アクティブマザーファンド」および「国内債券マザーファンド（B号）」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>[略]</p>	<p>【運用の指図範囲】</p> <p>第 19 条 委託者は、信託金を、主として三井住友 D S アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする「年金日本債券アクティブマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>[略]</p>

以上